

鹿島市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

鹿島市地域公共交通計画策定業務委託

2. 業務の目的

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、公共交通機関の利用者が減少し、民間交通事業者や自治体の財政負担の増加や路線バスや鉄道の減便・廃止など、公共交通事業を維持していくことは年々厳しさを増しています。

本市においても誰もが移動しやすい交通手段を確保することは、個人の自立した生活を支え、まちづくりや地域社会の活性化へ非常に重要な課題となっております。また、令和4年度には九州新幹線西九州ルートの新開業によるJR長崎本線の特急電車減便が見込まれ、地域住民の交通手段における利便性の低下が危惧されます。

本業務は、令和3年度に期間満了を迎える網形成計画に替わり、路線バス、市内循環バス、のりあいタクシー、鉄道など既存の地域公共交通を見直し、地域の特性を考慮した地域公共交通を検証するため、地域公共交通のマスタープランとなる鹿島市地域公共交通計画を策定するものである。

3. 業務対象区域

鹿島市内全域

4. 業務期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

5. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令、参考図書等に準拠して実施するものとする。

- (1) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (5) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 鹿島市個人情報保護条例（平成17年鹿島市条例第12号）
- (8) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省発行）

6. 業務内容

(1) 概況整理

①関連計画等の整理

本計画を策定する上で反映すべき関連計画の内容を整理する。

②基礎データの整理

本計画を策定するための基礎データとして活用するため、国勢調査等の各種統計調査などを活用しながら、鹿島市の地理的状況、人口・世帯の状況、行政・文化・観光・福祉等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況を整理する。

(2) 現状分析・課題の整理

①公共交通の現状整理

- ・市内で運行している路線バス・タクシー・市内循環バス・のりあいタクシー・鉄道等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理する。
- ・バス路線については、本市から市域外へ運行している路線についても上記と同様に整理する。
- ・バス停上屋の設置状況や老朽化の状況、バス車両のバリアフリー化の状況等を整理する。
- ・民間事業者による福祉輸送や病院など多様な送迎サービスの運行状況について調査、整理する。

②既存網計画の検証

現計画に位置付けている施策・目標等について進捗状況等を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにし、本計画への反映方法などを検証する。

③公共交通利用者の現状把握及びニーズ調査

市民の移動の状況や公共交通の利用実態、ニーズ及び既存サービスに対する利用者の評価を把握するための調査を実施する。

④交通事業者、その他関係団体へのヒアリング調査

- ・公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内の公共交通事業者に対するヒアリングを実施する。
- ・本計画を策定にあたり、意見が必要と考える関係団体への公共交通に関するヒアリングを実施する。

⑤公共交通空白地における移動手段の検証

郊外や山間部などに点在する公共交通が通らない空白地域における移動手段の方向性を検証する。

⑥九州新幹線西九州ルート暫定開業に伴う交通体系・移動手段の検証

令和4年度の九州新幹線西九州ルート暫定開業に伴うJR長崎本線の特急電車減便等において、市民や観光客の移動手段を確保するため調査、検証する。

⑦公共交通に関する課題の整理

上記までの現状整理の内容を受け、市の公共交通に関する課題を以下の視点により分析し、整理する。

- ・人口減少に対応した公共交通網の維持確保
- ・商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活かした新たな公共交通網の整備
- ・交通弱者対策
- ・周辺地域との連携
- ・新たな利用促進策
- ・新たなテクノロジーの活用
- ・最適な運行形態
- ・その他の視点

(3) 計画の策定

①基本方針（将来像）、計画目標の設定

- ・課題、問題に対応するための地域公共交通の将来像（基本方針）を設定するとともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、取組の方向性を検討すること。また、まちづくりや観光振興、高齢者福祉、子育て支援など様々な視点を含めて将来像を設定すること。
- ・計画目標については、基本方針に即した定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定し、目標の年次や設定理由を提案すること。

②計画目標を達成するための事業及び事業主体等の検討

計画目標を達成するために実施すべき事業及びその事業主体・実施時期等を検討する。また、達成状況の評価を行うために実施する調査や評価時期、見直し時期等を提案する。

③計画（原案）のとりまとめ

これまでの内容を踏まえて、令和3年12月までに本計画(原案)を作成する。

④パブリックコメントの実施支援

令和4年1月に予定しているパブリックコメントの実施にあたり、HP掲載用の資料作成、意見の集約、回答作成に当たっての助言、計画への反映等を行う。

⑤計画書及び本計画概要版の案のとりまとめ

パブリックコメントの意見を踏まえて、本計画書(案)及び本計画概要版(案)を作成する。

(4) 会議の運営支援

①鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会合同会議の運営支援

- ・本計画の策定に向けて開催される「鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会合同会議」において、会議用資料の作成、資料説明(会議出席)議事録の作成などの運営支援を行う。
- ・会場の確保に係る費用、委員報酬、会議用資料印刷費用等は協議会が負担する。

②事務局との打合せ

必要に応じ、事務局との打合せを実施すること。

7. 成果品

- (1) 鹿島市地域公共交通計画 100部 (仕様: A4版、カラー)
- (2) 鹿島市地域公共交通計画 概要書 100部 (仕様: A3版、カラー)
- (3) 業務報告書 (各種調査集計・分析結果及びその関係資料) 一式
- (4) (1)～(3)を記録した電子媒体 (CD-R) 一式
※電子媒体については(1)から(3)それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式 (ワード、エクセル等) で作成し、提出すること。

8. 成果品の提出先

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局 (鹿島市役所総務部企画財政課内)

9. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て鹿島市地域公共交通活性化協議会に帰属するものであり、協議会の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

10. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、感染症対策に十分に配慮して業務を遂行すること。
- (3) この仕様書に定めがない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 担当部署

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局 森
(鹿島市役所総務部企画財政課内)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL: 0954-63-2101 FAX: 0954-63-2129

E-mail: kikaku@city.saga-kashima.lg.jp